

竹田市健康管理システムの標準化・共通化に関する
情報提供依頼書

令和6年3月
竹田市情報推進課

1. 情報提供依頼の目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）」が令和 3 年 9 月 1 日に施行され、地方公共団体は、住民記録、税及び福祉などの 20 業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム(以下、「標準準拠システム」という。)を利用することが求められています。

現在、竹田市で運用している健康管理システムについては、標準準拠対応を行わないことが発表されており、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で示された令和 7 年度末までに標準準拠システムに対応する新たなシステムを導入する必要があります。

本情報提供依頼は、標準準拠システムに対応する新たなシステムを導入するにあたり、竹田市に対するシステムの提供可否、対応方針等を把握することを目的とし、提供していただいた情報は、今後のスケジュールや予算規模等を決定する際の参考資料とします。

2. 情報提供依頼内容

(1) 依頼概要

回答フォームの各質問項目について、入力をお願いします。説明のために必要な資料がある場合は、該当する情報提供依頼項目がわかるように任意様式で PDF で添付してください。

(2) 情報提供依頼内容

| 分類 | 情報提供依頼内容 |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 標準化への対応方針 ※竹田市への提供の 如何を問わず | 標準準拠システム（健康管理）開発予定 |
| | 標準準拠システム（健康管理）提供予定時期 |
| | 標準準拠システム（健康管理）のデモ等実施可能時期 |
| | 標準オプション機能の実装方針 |
| | ガバメントクラウド上での標準準拠（健康管理）システム提供可否 |
| 竹田市への提案 | 標準準拠（健康管理）システムの竹田市への提案可否 |
| | 竹田市の R F P への参加可否 |

(3) 提出等スケジュール

- ① 情報提供依頼に関する質問受付 令和 6 年 3 月 25 日（月） 17 時まで
- ② 情報提供依頼の回答期限 令和 6 年 3 月 29 日（金） 17 時まで

(4) 回答方法

<https://logoform.jp/form/KjxC/530764>

添付するファイルは PDF としますが、様式等は定めていませんので、任意の形式で作成してください。

(5) 情報提供依頼に関する質問

<https://logoform.jp/form/KjxC/531020>

3. 留意事項

- (1) 情報提供依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 情報提供依頼に対して、どのような提案がなされても将来のシステム導入を約束するものではありません。
- (3) 本資料による情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (4) 提出（添付）された情報・資料については、返却はいたしません。
- (5) 提出された情報に関しては、竹田市の標準準拠システムへの移行を計画するための参考資料としてのみ使用し、それ以外の目的において使用することはありません。
- (6) 提出された情報は、竹田市関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- (7) 竹田市が提供する資料及び質問回答内容は、本情報提供依頼に関する作業以外には使用を禁じます。

4. お問い合わせ先

竹田市情報推進課 DX 推進係

担当 工藤

電話 0974-63-4832

E-mail tdensan@city.taketa.lg.jp